

令和4年度からの基幹相談支援センター業務について

基幹相談支援センターの役割	日高市での基幹相談支援センター業務内容 (障がい福祉課 支援推進担当で行う基幹業務)
総合相談・専門相談の支援	
①総合的な相談支援 (3障がい対応)の実施 ②専門的な相談支援の実施	①市役所窓口へ来庁する相談者へ、専門相談を受けていただける市内委託相談支援事業所及び計画相談支援事業所等への案内を行います。 ②障がい福祉サービス利用申請者の中のセルフプラン者に対し、計画相談支援の利用を促し、市内計画相談支援事業所の紹介を行います。 ③処遇困難事例や複合課題事例等の相談に応じます。
地域の相談支援体制の強化の取組	
①相談支援事業者への専門的指導、助言 ②相談支援事業者の人材育成	①市内委託相談支援事業所及び計画相談支援事業所の相談支援専門員からの処遇困難事例などの相談を随時受け付けます。 ②支援内容は主に、以下の(1)～(3)の内容について助言等を行います。 (1) 処遇方針の立て方 (2) 会議開催の枠組みや考え方などに関すること (3) ケース処遇について必要となる視点の確認 ③障がい種別ごとに以下のとおり支援担当者を決め、相談に応じられるようにします(令和4年度体制)。 【身体障がい】熊倉 【知的障がい】小川 【精神障がい】鈴木 ④メールなどにより各種情報提供を随時行います
③相談機関との連携強化の取組	①委託相談支援事業所への支援としてインテーク会議(初期相談対応評価会議)を月2回開催し、担当職員が出席します。
地域移行・地域定着	
①入所施設や精神科病院等への働きかけ	①一般相談支援事業所及び病院等からの依頼に基づき対応します。
②地域の体制整備に係るコーディネート	①「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」及び「地域生活支援拠点」などの整備に向けて、日高市障害者地域総合支援協議会で体制整備の協議を進めます。
権利擁護・障がい者虐待等への支援	
①成年後見制度利用支援事業	①市長申立による成年後見制度利用支援事業の利用相談に応じ裁判所へ提出する資料の作成、相談者とともに裁判所への同行を行うなどの業務を行います。
②虐待防止	①障がい福祉課内に設置済みの「日高市障がい者虐待防止センター」を引き続き運営し、事案へ対応します。

市で実施していく業務(人間西障がい者基幹相談支援センターが実施していた業務について)	
その他業務	
①会議等	①市が行う障がい福祉事業の周知、社会資源や法改正の説明、事例検討等を行う場、事業所ニーズ等を向う場として、月1回相談支援事業所連絡会議を開催し担当職員が出席します。 ②必要に応じて、相談支援専門員の能力向上に向けた研修会等を実施します。
②障がい者の社会参加活動支援	①障がい者作品展等の実施に関して、会場借用等の協力を行います。
日高市障害者地域総合支援協議会	
①改正障害者差別解消法に関する事業	①日高市障害者地域総合支援協議会内において差別解消事案に関する部会を設置運営します。